

審査会の傍聴について

1 吹田市環境影響評価審査会について

吹田市環境影響評価審査会（以下、審査会という。）は、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第 33 条に基づき設置された附属機関であり、「吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領」（以下、要領という。）に基づき、審査会の傍聴可否を決定しています。

2 審査会の傍聴について

審査会の傍聴については、要領の 2 に、「原則として会議の傍聴を認めるものとする。ただし、審査会の会長は審査会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないものとするができる」と定められています。その要件として、同（1）には「会議において、吹田市情報公開条例第 7 号第 1 項各号に掲げる公開しないことができる情報を審議する場合」、同（2）には「会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合」とあります。

本日の審査会では、事業者が作成した資料をもとに、事業者の見解について御審議いただきますが、議事 3（2）には、事業計画地で確認された動植物の重要種の位置に関する情報を含みます。この情報は、吹田市情報公開条例第 7 条第 3 号の「市の機関（附属機関を含む）における審議に関する情報であって、公開することにより、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの」に該当し、ひいては要領の 2（1）に該当すると考えられるため、要領の 2 に基づき、審査会の了承を得たうえで、議事 3（2）の傍聴を認めないこととすべきと考えます。

○吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領（抜粋）

2 傍聴

会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査会の会長（以下「会長」という。）は審査会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないものとするができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成 14 年吹田市条例第 10 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる公開しないことができる情報を審議する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることより、公正・円滑な議事が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

○吹田市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開

しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の実務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の実務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務
 - イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業
 - ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）
- (5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報